

京都市告示第 516 号

元離宮二条城条例施行規則第 1 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり元離宮二条城の開城時間及び受付時間を一部変更します。

平成 18 年 2 月 22 日

京都市長 梶本 頼兼

1 日時

平成 18 年 3 月 24 日から 4 月 16 日まで

2 開城時間及び受付時間

開城時間に午後 6 時から午後 9 時 30 分までを、受付時間に午後 6 時から午後 9 時までを追加する。ただし、金曜日、土曜日及び日曜日については、開城時間を午後 6 時から午後 10 時までとし、受付時間を午後 6 時から午後 9 時 30 分までとする。

なお、二の丸御殿の受付時間については変更しない。

(元離宮二条城事務所)